

調査報告書

特許第XXXXXX号に関する無効資料調査  
(対象請求項：1～5)  
新規性基準日：XXXX/XX/XX  
特許権者：〇〇株式会社

YYYY/YY/YY  
名古屋国際弁理士法人  
担当 〇〇〇〇

## 文献リスト

文献①	特開XXXX-XXXXXXXX	公開日：XXXX/XX/XX	出願人：〇〇株式会社 ステータス：出願中
文献②	特開YYYY-YYYYYYYY	公開日：YYYY/YY/YY	出願人：□□株式会社 ステータス：審査中
文献③	特開AAAA-AAAAAA1	公開日：AAAA/AA/A1	出願人：株式会社〇〇（貴社把握済み） ステータス：未審査請求取下げ
文献④	特開AAAA-AAAAAA2	公開日：AAAA/AA/A2	出願人：株式会社□□（貴社把握済み） ステータス：権利存続中（特許第*****号）
文献⑤	特開AAAA-AAAAAA3	公開日：AAAA/AA/A3	出願人：△△株式会社（貴社把握済み） ステータス：権利存続中（特許第*****号）

## 結論

- ・本調査では、文献①、文献②が新たに見つかりました。
- ・文献①には、「複数の発光素子 2 3 と、遮光性の塗料層 6 1 と、塗料層 6 1 の削り貫かれた複数の部分と、樹脂材 6 0 と、を有する」ことと、「塗料層 6 1 の削り貫かれた部分が各発光素子 2 3 の発光を外部に放出させる」ことが記載されていると考えられます。
- ・文献②には、「貫通孔 2 1 が前面パネル 2 0 において光を透過させる」ことと、「貫通孔 2 1 にはシーリング部材 2 2 が満たされている」ことが記載されていると考えられます。
- ・従いまして、文献①に対して、文献②を組み合わせることにより、対象請求項 1 の進歩性を否定できる可能性があると考えられます。
- ・残りの請求項 2 ～ 5 については、文献③～⑤の存在により、進歩性を否定できる可能性があると考えられます。

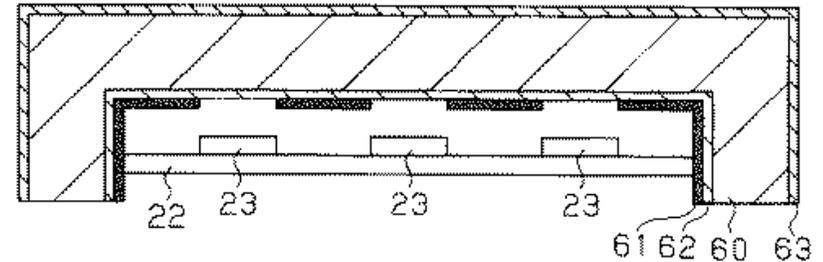
※詳細は、次頁以降のクレームチャートをご確認ください。

< 請求項 1 について (文献①との比較) >

対象 【請求項 1】		クレームチャート		○…記載あり、×…記載なし、△…均等/類似
対象	【請求項 1】	文献①		
1A	【請求項 1】 タッチパネルと、制御部と、を備え、	①○	文献①には、コントロールパネルと、制御回路と、を備える情報表示機能付きスイッチが記載されている (【0035】 【0037】)。	
1B	前記タッチパネルは、複数の光源と、複数の微細孔と、遮光層と、樹脂材と、を有し、	①○	文献①には、コントロールパネルは、複数の発光素子 2 3 と、遮光性の塗料層 6 1 と、塗料層 6 1 の割り貫かれた複数の部分と、樹脂材 6 0 と、を有することが記載されている (【0035】 【0039】 【0041】)。	
1C	前記制御部は、前記タッチパネルの押下操作を検出すると、前記複数の光源の中から発光させる光源を選択する処理を行うものであり、	①○	文献①には、制御回路は、タクトスイッチによるプッシュ操作の検知に応じて発光させる発光素子 2 3 を選択することが記載されている (【0037】)。	
1D	前記複数の微細孔は、前記遮光層において前記光源からの発光を通過させ、	①○	文献①には、塗料層 6 1 の割り貫かれた部分を通じて各発光素子 2 3 の発光が外部に放出されることで、セグメントが点灯されると記載されている (【0041】)。	
1E	前記複数の微細孔には、シーリング部材が充填されていることを特徴とする電子デバイス。	①×	文献①には、「シーリング部材」に相当する構成について記載されていない。	

・文献①には、要件1A～1Dに相当することが記載されていると考えられます。

・文献①には、要件1Eに相当することが記載されていませんが、次頁に記載のとおり、文献②により補完可能と考えられます。

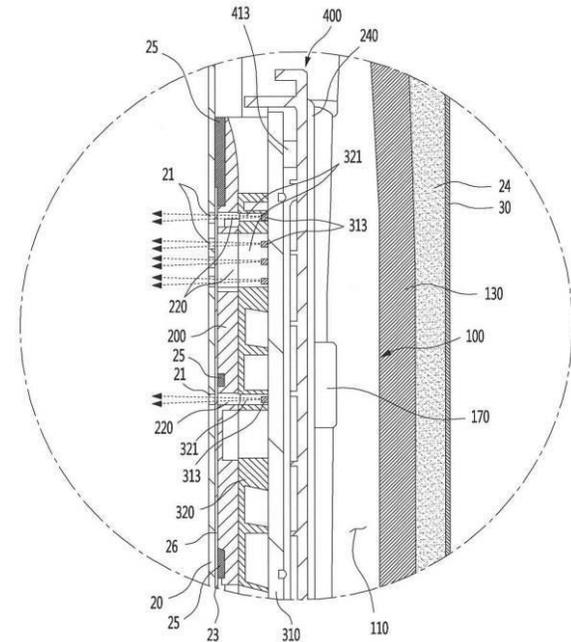


< 請求項 1 について (文献②との比較) >

クレームチャート		文献②	
対象	【請求項 1】	文献②	○…記載あり、×…記載なし、△…均等/類似
1A	【請求項 1】 タッチパネルと、制御部と、を備え、	②×	文献②には、タッチパネルが記載されていない。
1B	前記タッチパネルは、複数の光源と、複数の微細孔と、遮光層と、樹脂材と、を有し、	②△	文献②には、表示窓は、複数のLED313と、微細な貫通孔21と、ステンレス鋼素材からなる前面パネル20と、を有することが記載されている (【0053】 【0056】 【0061】)。
1C	前記制御部は、前記タッチパネルの押下操作を検出すると、前記複数の光源の中から発光させる光源を選択する処理を行うものであり、	②△	文献②には、制御部は、センサの操作に対応する結果を表示窓に表示することが記載されている (【0097】)。
1D	前記複数の微細孔は、前記遮光層において前記光源からの発光を通過させ、	②○	文献②には、光が照射される部分のみが貫通孔21を透過して前面パネル20に数字が表示されることが記載されている (【0062】)。
1E	前記複数の微細孔には、シーリング部材が充填されていることを特徴とする電子デバイス。	②○	文献②には、貫通孔21の内側がシーリング部材22により満たされることで、貫通孔21の加工面が腐食することを防止することもできると記載されている (【0065】)。

・文献①のコントロールパネルにおいて、耐久性向上の観点から、塗料層61の削り貫かれた複数の部分を、文献②のようにシーリング部材で満たす構成とすることは、適宜なし得た事項であると考えられます。

・よって、対象請求項1は、進歩性を否定可能と考えられます。



< 請求項 2～5 について（文献③～⑤との比較） >

クレームチャート		○…記載あり、×…記載なし、△…均等/類似	
対象	【請求項 2】～【請求項 5】	文献③～⑤	
2	【請求項 2】 ・・・	③○ ④○ ⑤○	文献③には、・・・が記載されている。 文献④には、・・・が記載されている。 文献⑤には、・・・が記載されている。
3	【請求項 3】 ・・・	③○ ④○ ⑤○	文献③には、・・・が記載されている。 文献④には、・・・が記載されている。 文献⑤には、・・・が記載されている。
4	【請求項 4】 ・・・	③○ ④○ ⑤○	文献③には、・・・が記載されている。 文献④には、・・・が記載されている。 文献⑤には、・・・が記載されている。
5	【請求項 5】 ・・・	③○ ④○ ⑤○	文献③には、・・・が記載されている。 文献④には、・・・が記載されている。 文献⑤には、・・・が記載されている。

- ・ 文献③～⑤には、・・・が記載されていると考えられます。
- ・ 文献①のコントロールパネルにおいて、文献③～⑤に記載のような周知技術を適用することに困難性はないと考えられます。
- ・ よって、請求項 3～5 は、進歩性を否定可能と考えられます。

## 検索式

<b>式①</b>	[1] [2] [3] 論理式：(1+2)&3	件数：	< 特許分類の説明 >
<b>式②</b>	[4] [5] [6] 論理式：(1+2)&(4+5+6)	件数：	
<b>式③</b>	[7] [8] [9] 論理式：7&8&9	件数：	
<b>式④</b>	[10] [11] [12] 論理式：7&8&9	件数：	
<b>式⑤</b>	[13] 論理式：(1+2)&7&13	件数：	